

事業主・加入者の皆様へ

定期健康診断結果データのご提供をお願いいたします！！

生活習慣病予防健診を利用せずに、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受診している場合は、協会けんぽへ健診結果を提供してください。



Q 1 どんな人の健診結果を提供するの？

A 1 協会けんぽにご加入で、①と②のどちらにもあてはまる方です。

①40歳以上75歳未満の加入者

②協会けんぽが健診費用を補助する「生活習慣病予防健診」は利用せず、労働安全衛生法 の定期健康診断を受診されている方

Q 2 健康診断の結果を協会けんぽに提供することは問題ないの？

A 2 ご安心ください！

事業主様が当協会に、健康診断の結果を提供することは、**法律で規定されていますので、個人情報をも本人の承諾なしに提供した責任は問われません。**

～高齢者の医療の確保に関する法律【抜粋】～

第27条（特定健康診査等に関する記録の提供）

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前2項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

Q 3 提供された健診結果を協会けんぽでどのように利用するの？

A3 ご提供いただきました健診結果データの利用方法は、次の2つに限ります。

①受診者様ご自身の**今後の健診・治療及び保健指導・健康相談を受ける時**

②特定の個人が識別されることがない方法で**統計・調査研究を実施する場合**

Q 4 健診結果を提供するメリットはあるの？

A4 ふたつ、理由があります。

①協会けんぽが、**従業員の健康管理をお手伝い**します。

無料

健診結果の内容に応じて、協会けんぽの保健師・管理栄養士による健康サポート（特定保健指導）を無料で受けることができます。

従業員ご本人は**生活習慣を見直す**ことができ、事業主様は従業員の**健康管理**ができて一石二鳥です！

②**健康保険料率上昇を抑制**することができます。

健診の実施率（ご提供いただいた健診結果 ＋ 生活習慣病予防健診）を上げることで、健康保険料の上昇を抑制することができます。（インセンティブ制度）

みなさまの将来にわたる健康と健康保険料率上昇抑制のため、定期健康診断結果データのご提供をお願いいたします！！

＜お問い合わせ先＞

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階

全国健康保険協会（協会けんぽ）新潟支部 保健グループ ☎ 025-242-0264